

群馬県強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ、地域担い手育成支援タイプ）実施要領

第1 趣旨

本事業の実施については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官任命通知。以下、「交付金実施要綱」という。）によるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 事業の内容等

本要領に定める事業の内容は、交付金実施要綱第3に定める事業とする。

第3 事業実施等の手続き

1 支援計画の作成及び計画の申請

事業実施主体は、本事業を実施するため、交付金実施要綱第4の1に基づき、群馬県強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ、地域担い手育成支援タイプ）支援計画（以下、「支援計画」という。）として作成し、承認申請書（別紙様式1号）に実施計画書を添付し、知事に提出してその承認を受けるものとする。

2 助成対象組織・対象者

事業実施主体が定める支援計画に基づく助成対象組織・対象者は、自己又は自己の法人その他の団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

3 計画の承認

知事は、1により提出された支援計画が、交付金実施要綱別記1の要件を満たすとともに、事業の規模が適切であり、かつ、成果目標の達成が確実であると見込まれる場合、その承認を行うものとする。

4 支援計画の重要な変更

事業実施主体は、知事の承認を受けた支援計画の重要な変更を行う場合には、1から3に準じて別紙様式2号により行うものとする。

なお、重要な変更とは、次の(1)から(5)に該当する場合とする。

- (1) 施設等の新設・廃止
- (2) 事業実施主体又は助成対象者の変更
- (3) 成果目標の変更
- (4) 事業実施地区の区域、施設等の設置場所の変更
- (5) 事業量・事業費の3割を超える変更

第4 県の助成措置

県は、毎年度、予算の範囲内において、支援計画に基づく事業の実施に要する経費について、別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第5 事業実施状況及び成果目標達成状況の報告

交付金実施要綱第7の1に定める事業実施状況及び8の1に定める成果目標の達成状況は、7月末日までに別紙様式3号により知事へ報告するものとする。

第6 事業の評価

- 1 知事は、第5の報告の内容を点検評価した結果、計画書に掲げた成果目標の全部又は一部

が達成されていない場合には、知事は計画主体に対し改善計画書(交付金実施要綱別紙様式第6号の2)の作成を指示するものとする。

- 2 1により改善計画書の作成を指示された計画主体は、当該成果目標が達成されるまでの間、当該年度の翌年度の7月末日までに知事に報告するものとする。

第7 指導推進等

事業実施主体は、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導にあたるものとする。

第8 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、「群馬県経営体育成支援事業実施要領」(平成25年2月26日施行)は廃止する。
- 3 2に掲げる通知によって平成30年度までに事業を実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別記 1

強い農業・担い手づくり総合支援交付金支援計画書の添付資料について

事業実施主体が、第3の3の規定に基づき知事に対して計画承認申請するにあたっては、必要に応じて以下の書類等を添付する。

なお、計画の承認にあたり、下記以外に知事が必要と認める資料がある場合は、別途指示するものとする。

1 人・農地プランの「今後の地域農業のあり方」及び助成対象者の事業計画の整合性の確認に関する資料

- (1) 助成対象者が認定農業者（農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の規定により市町村長から農業経営改善計画の認定を受けた者）の場合は、農業経営改善計画の写し。
- (2) 助成対象者が認定農業者となることが見込まれる場合は、農業経営改善計画案の写し。
- (3) 助成対象者が認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第3項により市町村長から認定を受けた者）の場合は、青年等就農計画の写し。
- (4) 助成対象者が農業次世代人材投資資金（経営開始型）受給者（新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1の第6の2の規定に基づく給付対象者）の場合は、同要綱別記1の第6の2の（1）に定める青年等就農計画の写し。
- (5) 助成対象者が上記（1）から（5）以外の者の場合は、経営発展計画（参考様式1）。

2 強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱別記2の別表10-2、3、4が定める「現状の水準等」の確認に関する資料

別表

配分基準に係る添付資料等

項目	添付資料等	該当項目	
		融資主体型	条件不利型
付加価値額の拡大	申告書類等の写し。算出額の根拠とした帳簿・伝票等、支出や売上げが確認できる書類等の写し。	○	
経営面積の拡大	農地利用集積計画、農地の貸借契約書等の写し。	○	○
経営管理の合理化 (法人化・GAP 認証取得)	法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書）（発行から3ヶ月以内のもの）。 交付金実施要綱に定めるGAPの認定書等の写し。	○ (該当する もの)	○ (法人のみ 該当)
新規就農	青年等就農計画認定通知、農業次世代人材投資資金（経営開始型）経営開始計画承認通知、農地の貸借契約書、機械施設の購入伝票等、就農時期が確認できる書類等の写し。 また、認定就農者、農業次世代人材投資資金受給者以外の者で、50歳までに就農した者については、運転免許証等、生年月日が確認できる書類等の写し。	○	○
農業者の育成	労働者名簿、賃金台帳、農業研修に関する確認書（研修計画）等、研修生の受け入れ状況が確認できる書類等の写し。 独立した研修生が農業次世代人材投資資金を受けていることを確認できる書類等の写し。	○	
女性の取組	農業経営主が女性であることを確認できる申告書類等の写し。法人・任意団体の場合は定款、	○	

	規約等。		
グローバル産地計画との連携	グローバル産地計画の写し	○	
他産業との連携	6次産業化・地産地消法に基づく事業計画の認定を受けたことがわかる書類、生産・加工・販売を一体化している取組がわかるもの。 異分野の事業者と連携し、生産現場でのICT等の活用、外食産業や小売業等との契約栽培等の経営の高度化の取組がわかる書類等。	○ (先進的タイプのみ)	
多様な人材の育成・確保	雇用に係る各種助成金、障害者雇用納付金制度による金額の支給や障害者を雇用する上での税制上の優遇措置がわかるもの。 施設給食（子ども食堂、学校・病院等）へ食材供給をしていることがわかる契約書等の写し	○ (先進的タイプのみ)	
耕作放棄地の解消	農地利用集積計画、農地の賃貸借契約書等の写し及び荒廃農地調査結果など当該農地が耕作放棄地であったことが確認出来る書類等。		○
農業の6次産業化	売買契約書、生産・購入・加工・販売実績に係る伝票等の写し。		○
高付加価値化	公的機関の分析結果（食味値の向上等）、出荷・販売実績に係る伝票等の写し。		○
農業経営の複合化	出荷・販売実績に係る伝票等の写し。		○
雇用	雇用契約書、雇用保険適用者名簿等、雇用の状況が確認できる書類等の写し。農の雇用事業を活用していることを確認できる書類（採択通知書等）の写し。		○

- 3 事業により導入する機械施設等の規模及び事業費等に関する資料
- (1) 事業により導入する機械施設等の利用計画及び規模決定根拠（参考様式2）。
 - (2) 事業により導入する機械施設等と同種の機械施設等を所有する場合は、所有する機械施設の形式、性能、規模及び台数のほか、今回導入する機械施設等と既存機械施設等の全てを対象とした導入計画（参考様式3）。
なお、集落営農組織等において機械施設等を導入する場合は、個人が所有する機械施設等についても記載すること。
 - (3) 事業により導入する機械施設等の事業費の算出根拠。
- 4 既存機械施設等の利用状況に関する資料
- (1) 過去に国庫補助事業等により導入した機械施設等（処分制限期間を経過した機械施設等を除く。）を所有する場合は、その機械施設等の利用状況（参考様式4）。
- 5 汎用性の高い機械の導入後の利用に関する資料（導入する機械ごとに作成）
- (1) 導入機械の他用途への転用防止措置。
 - (2) 恒常的利用の担保措置。
 - (3) 導入後の適正利用の担保措置。

別記 2

強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプのうち被災農業者支援型)の実施にかかる留意事項について

- 1 市町村は農業共済組合と連携して、本事業の実施にあたり、当該地域の園芸施設共済の加入の促進を図るものとする。

別紙様式1号

文 書 番 号
年 月 日

群馬県知事 ○○○○ 様

市 町 村 長 印

年度群馬県強い農業・担い手づくり総合支援交付金（○○○○タイプ）支援計画の承認
について（申請）

群馬県強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）実施要領第3の
1に基づき、支援計画を承認されたく申請します。

（注）（ ）内は申請するタイプを記載する。

（注）関係書類として、実施計画（交付金実施要綱別紙様式1号）を添付すること。

文 書 番 号
年 月 日

群馬県知事 ○○○○ 様

市 町 村 長 印

年度群馬県強い農業・担い手づくり総合支援交付金（○○○○タイプ）支援計画書の変更承認について（申請）

年 月 日付け 第 号により承認された標記支援計画について、下記理由により変更したいので、群馬県強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ、地域担い手育成支援タイプ）実施要領第3の4の規定に基づき申請します。

記

- 1 事業内容
- 2 変更内容及び理由
- 3 変更後の支援計画

(注) 交付金実施要綱別紙様式1号に準じ、変更のあった箇所のみ、変更前後を対比できるように2段書きするとともに（変更後を下段、変更前を上段にカッコ書き）、必要書類を添付するものとする。

(注) ()内は申請するタイプを記載する。

文 書 番 号
年 月 日

群馬県知事 ○○○○ 様

市 町 村 長 印

群馬県強い農業・担い手づくり総合支援交付金（○○○○タイプ）支援計画の目標達成状況について（報告）

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（○○○○タイプ）支援計画の目標達成状況（○年度目）について、群馬県強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ、地域担い手育成支援タイプ）実施要領第5の規定に基づき報告します。

（注）（ ）内は申請するタイプを記載する。

（注）関係書類として、事業実施状況報告書及び評価報告書（交付金実施要綱別紙様式5号）を添付すること。

文 書 番 号
年 月 日

群馬県知事 ○○○○ 様

市 町 村 長 印

年度群馬県強い農業・担い手づくり総合支援交付金（○○○○タイプ）支援計画における改善計画について（報告）

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（○○○○タイプ）支援計画における改善計画について、別添のとおり作成しましたので、群馬県強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ、地域担い手育成支援タイプ）実施要領第6の規定に基づき報告します。

（注）（ ）内は申請するタイプを記載する。

（注）関係書類として、改善計画（交付金実施要綱別紙様式6号の2）及び参考様式1を添付すること。

(参考様式1)

経営発展計画書

(申請者) 住所
氏名

印

1. 経営発展の方向性（経営規模拡大、生産物の販売方法等について記載）

--

2. 経営発展の具体的な目標

項目	現 状			目標（5年後）		
経営類型						
経営規模	作目・部門	作付面積・飼養頭数	生産量	作目・部門	作付面積・飼養頭数	生産量
	所有地：	a		所有地：	a	
	借入地：	a		借入地：	a	
	作業受託：	a		作業受託：	a	
年間農業所得	万円			万円		
年間労働時間	時間			時間		
○ ○ ○ ○						
○ ○ ○ ○						

3. 経営発展の目標を達成するための具体的な措置

※導入する機械・施設等、雇用計画、6次産業化への取組等について、具体的な数値により記載すること。